

# 1 認証制度とは



# 認証とは

## 日本水道協会第三者認証業務の概要

### (1) 第三者認証とは

日本では、水が安心して飲めるよう構造・材質・品質等について、水道法に基づき厚生労働省令で基準が定められています。

その基準には、蛇口などの給水用具について給水装置の構造及び材質の基準、水道施設などに使用される塗料等の水道用資機材や、水道事業者が使用する凝集剤等の水道用薬品について技術的基準があります。

そして、これらの基準に適合していることが証明されなければ、水道用として使用することができません。

第三者認証とは、製品の基準適合性を客観的に証明し、信頼性を高める手段として、供給者(製造業者・販売業者・輸入業者等)に対し中立な機関が、その内容を厳正に審査した証として証明するものです。

一方、第三者認証に対し、供給者が実施した試験等の結果を用いて、自ら基準適合性を証明することを自己認証といいます。

日本水道協会品質認証センター(以下「センター」という。)では、給水用具等、水道用資機材等、水道用薬品等についての、第三者認証業務を行っています。

センターが行う第三者認証業務は、供給者からの申し込みにより、製品の基準適合性を審査し、適合していることが確認できた場合に認証登録します。さらに、市場へ出荷される前には、認証登録された製品が、登録内容のとおり製造されているかを厳正に品質確認しています。

この品質確認の結果、基準に適合していることが確認された製品には、消費者・水道事業者等が確認できるよう、品質認証マーク(以下、「認証マーク」という。)を表示することができます。

### (2) 認証品とは

認証登録された製品を市場へ出荷する前に品質確認を実施し、その結果、合格した製品を認証品といいます。認証品には、認証マークを表示することができます。

### (3) 申込者とは

給水用具等、水道用資機材等、水道用薬品等の認証を受けようとする供給者(製造業者・販売業者・輸入業者等)をいいます。

なお、認証登録の申し込みや、認証登録後の各種手続き等を円滑に行うため、申込者は日本国内に法人格のある者に限定しています。

### (4) センターが行う認証の範囲

#### 給水用具等

配水管から分岐して設けられた給水管とそれに直結する給水用具で、認証範囲は、手順書(給水用具等)の「表-1 給水用具等(基本基準)」又は「表-2 給水用具等(特別基準)」によります。

#### 水道用資機材等

水道管や配水池の内面に塗られる表層用材料(塗料:エポキシ樹脂、合成樹脂等)、粒状活性炭等で、認証範囲は、手順書(資機材・薬品等)の「資機材等(技術的基準)」によります。

#### 水道用薬品等

凝集剤、粉末活性炭、消毒剤等で、認証範囲は、手順書(資機材・薬品等)の「薬品等(技術的基準)」によります。

## (5) 認証の基準

### 給水用具(基本基準)

水道法施行令第5条第2項に基づく給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日 厚生省令第14号)

#### ・耐圧性能

給水用具は水道の水圧に対して、十分な耐力を確保する必要があります。この基準はその圧力条件について規定したもので、全ての給水用具に対して適用されます。

#### ・浸出性能

給水用具の接水部を浸出させたとき、その溶出する成分が水を汚染しないかどうかについて規定したもので、飲料水の供給を目的とした給水用具に対して適用されます。

#### ・水撃限界性能

給水用具の止水機構が急閉止した際に生じる水撃作用(管路内に生じる圧力の変動)は一定の値より低くなくてはなりません。この基準はその水撃作用について規定したもので、頻繁に止水機構を開閉する給水用具に対して適用されます。

#### ・逆流防止性能

水が逆流するおそれのある場所に設置される給水用具は、その防止措置を講じなければなりません。この基準はその防止措置について規定したもので、逆止弁を使用する給水用具に対して適用されます。

#### ・負圧破壊性能

逆流防止性能と同様で、この基準も水の逆流防止措置について規定したもので、大気圧式バキュームブレーカ(給水用具の流入側の水圧が下がり負圧が生じたときに負圧部分に空気を導入し負圧を破壊するもの)などを使用したり、水受け容器等で吐水口空間を確保することで逆流を防止する給水用具に対して適用されます。

#### ・耐寒性能

屋外で気温が著しく低下しやすい場所に設置される給水用具は、凍結防止の措置を講じるなどして、凍結後も正常に機能復帰する必要があります。この基準はその凍結条件について規定したものです。

#### ・耐久性能

弁類(耐寒性能が求められるものは除く)で、機械的・自動的に頻繁に作動する給水用具は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、各性能基準を満足する必要があります。この基準は、その耐久性能試験について規定したもので、減圧弁、逃し弁、電磁弁等に対して適用されます。

### 給水用具(特別基準)

日本水道協会規格(JWWA)及びセンターが認めた団体規格

#### 資機材等(技術的基準)

水道法第5条に基づく水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年2月23日 厚生省令第15号)

塗料等の水道用資機材等を浸出させたとき、その溶出する成分が水を汚染しないかどうかについて規定した基準です。

この基準は浄水又は浄水処理過程における水に接する資機材等に対して適用されます。

#### 薬品等(技術的基準)

水道法第5条に基づく水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年2月23日 厚生省令第15号)

水道事業者が使用する凝集剤等の水道用薬品を水に注入した時の衛生性について規定した基準です。

この基準は浄水又は浄水処理過程における水に注入される薬品等に対して適用されます。

(6)品質確認方法

自社検査方式

センター職員が、品質確認実施工場に赴き、工場が性能基準を満たす製品を安定して製造できる設備及び品質管理体制を有しているかを調査し、その体制が適切であると認められた場合は、自社検査をもって品質を確認したものとします。

自社検査で適合した製品には品質認証マークを表示することができます。

センターでは、自社検査方式で登録した場合、品質確認を実施する工場が自社検査工場認定要件を継続して満たしていることを確認するため、年1回の定期工場調査を実施します。

製品ロット検査方式

製品が市場へ出荷される前に、品質確認実施工場において、センターの職員が立会い、検査申込数から抜取検査による品質確認を行う方式です。

(7)認証の費用等

新規に認証登録する場合は、受付手数料、認証審査料、登録料等の諸費用がかかります。なお、各費用は品質確認方法や審査基準によって異なります。

また、認証登録後も、品質確認を行う毎に諸費用がかかるとともに、認証登録を継続するためには、毎年度登録維持料が発生します。

		製品ロット検査方式	自社検査方式
実施内容等		<ul style="list-style-type: none"> <li>製品ロット検査の実施</li> <li>品質確認の申込数量からの抜取検査を、毎回、センター職員が立会</li> <li>生産量が少ない場合は安価で済む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場調査(年1回)の実施</li> <li>認証マーク使用状況の報告(年4回)</li> <li>生産量が多い場合は安価で済む</li> </ul>
費用例	新規登録に要する(1登録番号で1製品、試験立会、4時間の工場調査料含む)の費用	給水用具等 252,000円	調査時間が4時間の場合 ・給水用具等 871,500円 ・資機材薬品等 719,250円
	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸出性能試験に要する費用</li> <li>サンプル品試験立会・工場調査・製品ロット検査時のセンター職員の出張旅費(規定に基づき算出)</li> </ul>	
	登録後の品質確認に要する費用	製品ロット検査 25,200円 (1日の最低保証検査手数料)	定期工場調査(年1回) ・給水用具等(4時間) 199,500円 ・資機材薬品等(4時間) 99,750円
	登録を翌年度以降も維持するのに要する費用(登録番号毎)	126,000円	546,000円

注) 上表内の費用例は申し込みの内容によって異なる場合があります。詳細に関しては、費用表及び認証に係る費用規則を参照。

(8) 認証にあたっての事前準備

申込者の試験設備等により申込品の基準適合を確認して下さい。  
品質確認(自社検査方式又は製品ロット検査方式)を実施するために必要な設備を整備して下さい。

(9) 認証登録後の役割

認証品として市場へ出荷する際には、必ず品質確認を実施して下さい。  
自社で作成した認証マークを表示する際は、必ず届出をして下さい。  
自社検査方式を採用した場合は、3ヶ月に1度、品質認証マーク使用状況報告書を必ず提出して下さい。  
登録内容に変更がある場合は、必ず届出をして下さい。  
認証に係る諸費用は、必ず期限までに納入して下さい。  
給水用具等を設置するにあたっては、所管の水道事業者へ、法令等に準拠して必要な届出等をするようにして下さい。  
認証基本契約書、認証業務規程等を遵守して下さい。

(10) 申込者の負担

認証審査に係る製品の性能試験及び自社検査方式に係る工場調査の実施に協力すること。  
上記に係る費用は、申込者の負担とすること。